

住宅用火災警報器設置状況アンケート結果

平成16年の消防法改正により住宅火災による死傷者をなくすことを目的に新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年5月31日まですべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

このことを踏まえて、双葉郡内に居住する約21,000世帯を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査を回覧アンケート方式により実施したところ、住宅用火災警報器設置率は「45・8%」との集計結果ができました。

■町村別住宅用火災警報器設置状況 平成22年6月末現在

町村名	回答世帯数(不明含)	設置・未設置回答数	設置状況調査			設置率
			設置済	未設置	不明	
広野町	1,363	1,072	463	609	291	43.2%
楢葉町	1,833	1,640	668	972	193	40.8%
富岡町	2,153	1,830	821	1,009	323	44.8%
川内村	1,022	1,022	791	231	0	77.4%
大熊町	1,367	1,200	481	719	167	40.1%
双葉町	772	682	183	499	90	26.8%
浪江町	3,008	2,741	1,078	1,663	267	39.3%
葛尾村	471	471	401	70	0	85.1%
合計	11,989	10,658	4,886	5,772	1,331	45.8%

住宅火災の死者のうち、約5割が逃げ遅れにより発生しています。火災で助かるために重要なことは早期発見です。

住宅用火災警報器は煙や熱を感じて警報音や音声で火災発生を知らせます。

まだ設置されていないお宅は住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

町では、設置者に対して購入価格の半分(限度額1万円)の補助金を交付しています。

福祉環境グループ
☎27-2115

早くあなたの家にも安心安全を!

相双地域雇用創造推進協議会

就職サポート巡回相談

あなたの

「就職活動」をサポート!

- ◆ 自分探しのカウンセリング
- ◆ 効果的な応募書類の書き方
- ◆ 面接で効果的に自分を売り込む方法
- ◆ 職場内での問題についてのカウンセリング
- ◆ 転職を考えている方の相談
- ◆ 仕事についてのご相談に、きめ細やかに対応します。

会場

広野町役場1F 図書室

相談スケジュール

9月13日(月)・15日(水)・17日(金)

相談時間

午前10時〜午後4時

(正午〜午後1時は除く)

対象者

地元での就職・転職をご希望の方、または在職者の方

相談料

無料

相双地域雇用創造推進協議会事務局

☎ FAX 0244-24-3650

平年金事務所

老齢基礎年金の額を増やす制度「付加年金」

国民年金の第一号被保険者の方

(自営業などの方と学生の方に限られ、サラリーマンなどの方とその被扶養配偶者の方は除かれます)が、20歳から60歳になるまでの40年間、月額1万5,100円(平成22年度価格)の保険料を納めると、65歳から79万2,100円(月額6万6,008円、平成22年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

●付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、通常の保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めることが必要となります。

付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算され、例えば、付加保険料を5年間(60カ月)納めたとき、その総付加保険料額である2万4,000円(400円×60カ月)に対して、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金は年額1万2,000円(2000円×60カ月)となります。つまり、2年間で元金がかえってくるわけですが、これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方について同じことが言えます。

また、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

●付加保険料を納められる方は、付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

①自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方。

②60歳以上65歳未満の方など、国民年金に任意加入されている方。

ただし、半額免除などの一部免除を含め保険料の納付を免除されている方や国民年金基金の加入員になった方は納めることはできません。また、納付期限の過ぎた付加保険料は納めることができませんので、注意が必要です。

付加保険料には、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出てその納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

付加年金の詳細については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

平年金事務所
☎0246-23-5611
*日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

勤労者退職金共済機構

勤労者退職金共済共済制度

建退共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企

業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共済から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◆加入できる事業主
…建設業を営む方

◆対象となる労働者
…建設業の現場で働く人

◆掛金
…日額310円

●特徴

- 国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
- 建退共から事業主の皆様へのお願い
- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

福島県

高齢者の就業支援事業

社団法人福島県シルバー人材センター連合会では、国の委託を受けて「シニア就業支援プログラム事業」を実施しています。

この事業は、高齢者が就業する場合の年金や税についてのセミナー、実際の職場見学・職場体験、有意義な社会参加のためボランティア体験、また就職のためハローワークと連携して職業相談を行う合同面接会の開催などを総合的に行って55歳以上の方ならどなたでも無料で参加できます。

日程のご案内や資料の送付には、登録が必要となりますので、後記のシルバー人材センター連合会にご連絡ください。

連絡先

社団法人福島県シルバー人材センター連合会

☎024-521-6081

FAX024-521-6086

(福島市栄町10-21)

福島栄町ビル8階

富岡消防署

地震災害に備えましょう!!

『消したかな』あなたを守る 合言葉 2010年度 全国統一防火標語

いざ、地震が起こったら —地震の心得10か条—

- ①まず身の安全を！
机、テーブルの下などにもぐり、落下物などに注意して身の安全を図る。
- ②すばやく火の始末！
地震の時、最も恐ろしいのは火災。地震を感じたらすぐ火の始末をする。
- ③あわてて外へ飛び出さない！
あわてて外へ飛び出すと、コンクリート・看板・窓ガラスなどの落下物により怪我をする危険が多いので注意する。
- ④火が出たら、まず自分の身を守り、すばやく消火する！
大きな揺れがおさまるのを待ち、すばやく消火する。
- ⑤正しい情報、落ち着いた行動！
携帯用ラジオなどで正しい情報を聞き、デマに惑わされず、落ち着いて行動する。
- ⑥ブロック塀、がけ地などに近寄らない！
狭い路地、塀ぎわ、がけの上やがけ下、川べりなどの危険な場所にいる時には、急いで離れる。
- ⑦扉を開けて、出口の確保！
揺れを感じたら扉を開けて、建物の中に閉じ込められないようにする。
- ⑧エレベーターは使用しない！
停電などにより、エレベーターが途中で停止することがあるので、使用は止める。
- ⑨協力して消火や救護！
自分勝手な行動をとらず、みんなで協力して火災を防ぎ、怪我人やお年寄り、幼い子供を助ける。
- ⑩避難は徒歩で、持物は最小限に！
火災が拡大したり、がけ崩れの危険があったりする時は、避難が必要になる。避難は徒歩で、持物は最小限にする。

住宅用火災警報器の設置期限が1年を切りました

一般住宅の寝室などに住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんの家族を火災から守るために設置に努めてください。

平成23年5月31日まで

残り273日

(平成22年9月1日現在)



■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 楢葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119